

表1 75歳以上医療費窓口負担「2割化基準」「配慮措置」の概要

● 2割負担の所得基準

●課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上(※)の方が2割負担の対象予定
※ 単身世帯の場合。複数世帯の場合は、320万円以上。

● 「配慮措置」の概要

●対象：2割負担となった外来患者(入院の医療費は対象外)
●措置の内容：2割化による窓口負担の「増加額」を1カ月間で最大3,000円に収める。期間は2025年9月30日までの予定

【増加額「3,000円」の考え方・超過の場合について】

▶同一医療機関での受診の場合：

同一の医療機関での受診について、入院外の医療費窓口負担の「増加額」が3,000円に達した場合は、新たに負担となる1割部分については、それ以上窓口で払わなくてよい取り扱いとする(現物給付)。

※現物給付に関する増加額の計算はあくまで同一医療機関のみ。患者が複数医療機関を患者が受診している場合であっても、他院の増加額分は計算しない。

▶別の医療機関等での受診等の場合：

別の医療機関等の場合は、現物給付の対象にはならないが、患者の申請により、1カ月当たりの負担増加額は最大でも3,000円となる。3,000円を超える分は4カ月後を目処に、高額療養費として、申請時に事前登録されている口座へ後日払い戻される(申請は初回のみで2回目以降は自動的に償還)。

国が導入する予定の「配慮措置」とは、2割負担の対象となる方について、現行の1割から2割化に伴う外来医療費の窓口負担「増加額」を1カ月間で最大3,000円に収める措置のことです(表1)。

また、複数医療機関の受診及び薬局等で1カ月の窓口負担の増加額が合算して3,000円を超える場合は患者の申請により、登録されている口座へ後日高額療養費として償還払いされる予定です。なお、払い戻し患者の中には「3,000円」を超過する部分については、

また、複数医療機関の受診及び薬局等で1カ月の窓口負担の増加額が合算して3,000円を超える場合は患者の申請により、登録されている口座へ後日高額療養費として償還払いされる予定です。なお、払い戻し患者の中には「3,000円」を超過する部分については、

今回の配慮措置に関しては「窓口負担の上限が3,000円ではない」ことに特に注意が必要です。3,000円に収めるのはあくまで2割化による「増加額」に限ります。

今年10月から、一定所得以上の75歳以上高齢者の医療費窓口負担が、現行の「1割」から「2割」へと大幅に引き上げられることになっています。これは昨年の国会で、自民・公明・維新・国民民主の賛成により法案が可決されたもので、患者の健康に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。国は「配慮措置」を3年間講じる予定ですが、大変複雑な制度であり大きな混乱を招くことが懸念されています。「大阪保険医新聞」4月25号で概要を掲載しましたが、改めて解説します。

上限到達後も「ゼロ」にはならない窓口負担

2割負担導入に伴う「配慮措置」制度解説
「配慮」されるのは僅かな「増加額」部分のみ

までに要する期間は、4カ月を目処とされています。

この配慮措置は時間的な制度であり、本年10月1日の「2割化」導入以降、2025年9月30日まで行われる予定です。

上限が設けられるのはあくまで「増加額」

その他にも「3,000円」という言葉のみが一人歩きして、様々な誤解を生み、医療機関の窓口でトラブルが起ることも強く懸念されます。

なお、厚労省は「窓口での事務に混乱が生じないように、レセコンベンダー等とも調整を進める」ことを表明しており、実際の計算はレセコンで行われるものと思われ、医療機関においては事務作業や説明の負担が強いられることは必ずしもありません。

措置の導入ではなく窓口負担増の中止を

窓口負担2割化の対象となる患者は全国で約370万人と推計されており、75歳以上高齢者のおよそ2割が該当する予定です。

当事者団体の調査では医療費窓口負担の引き上げによって、必要な受診を抑制すると回答した高齢者が非

表2 同一医療機関を受診し、配慮措置として「現物給付」が行われる場合の窓口負担イメージ

配慮措置【なし】の場合

Table with 2 columns: 1割負担(現行) and 2割負担. Rows include 1-5回目受診時窓口負担, 窓口負担の【合計】(5,000円), and 1割負担からの【増加額】(+5,000円).

配慮措置【あり】の場合

Table with 2 columns: 1割負担(現行) and 2割負担. Rows include 1-5回目受診時窓口負担, 窓口負担の【合計】(5,000円), and 1割負担からの【増加額】(+3,000円).

1割負担の時点で窓口負担が1回1,000円、同一医療機関に計5回受診していた方が、同じ受診内容で2割負担になったケースを仮定した時の窓口負担表。配慮措置【あり】の場合は、増加額が上限を超えた部分について、現物給付が可能となる。

常に多いという結果が明らかとなっており、「2割負担」の導入は深刻な受診抑制を招き、患者の健康に重大な影響を及ぼす恐れがあります。医療機関においては、患者説明と導入準備も含めた事務作業の負担のみが増え、患者においては受診抑制が強まり状態悪化が危惧されることに加え、いつの間にか「配慮」なのか何のための「配慮」なのか、重要なことは、複雑な制度を新たに設けることではなく、高齢者医療費窓口負担「2割化」を中止させることです。法案は通ってしまいましたが実施を止めることは可能です。実際に70歳から74歳の窓口負担2割化については署名の力などで、法案成立後も6年間、実施を凍結させています。現在、保険医協会では「2割化の中止を求める署名」に取り組みんでいます。ご協力をお願いします。

第51回 保団連夏季セミナーWEB開催のご案内

●7月2日(土)【第1日目】18:30~21:00
記念講演「医療・社会保障を基軸とする政治転換に向けて」(仮)
講師 中野晃一氏(上智大学国際教養学部教授)

▷講座2「憲法9条が謳う平和主義を国際外交から考える(仮)」
講師:柳澤協二氏(元内閣官房副長官補)

◇13:00~15:30
シンポジウム「コロナ禍で問われる医療者と患者の向き合い方(仮)」

●7月3日(日)【2日目】
◇9:30~12:00
▷講座1「コロナ禍を踏まえた財政・金融政策(仮)」
講師:建部正義氏(中央大学名誉教授)

▷講座3「医学界のジェンダー平等を考える-医学界の男女格差と『男並み』を支える女性の無償労働」(仮)
講師:安川康介氏(米国内科・感染症専門医)

【お申込み】
参加希望の方は6月9日(木)までに
TEL06(6568)7721で保険医協会/一谷までご連絡ください

※参加は保険医協会の会員に限られます